



労働者協同組合法（ワーカーズ法）成立記念フォーラム 報告

8月22日成立後はじめて「WNJ」と「生活クラブ連合会・共済連」との共催で、全国から約500名が参加のもと、フォーラムを開催。冒頭、成立にご尽力いただいた国会議員の皆様と、共に法制化を進めてきた日本労働者協同組合理事長よりご挨拶いただきました。WNJ代表より基調提起の後、伊藤由理子生活クラブ連合会会長よりご講演いただきました。また、ワーカーズ・コレクティブの4団体が実践報告と労協法に対して、それぞれの今の思いを報告しました。

【基調講演】 ワーカーズ・コレクティブ運動の展開と期待

生活クラブ連合会 生活クラブ共済連 会長 伊藤由理子さん



ワーカーズ・コレクティブ運動は1980年国際協同組合同盟モスクワ大会でのレイドロー報告による〈生産的労働のための協同組合〉に触発され、生活クラブ生協が生み出してきました。そこから42年の時を経てのワーカーズ法成立には大きな感慨があります。ワーカーズ法の大きなポイントは、準則主義であること、労働基準法の準拠を条件としたことで、若者の仕事の領域に新たな選択基準を示せる可能性がある点です。特に成立の過程で当事者へ細かく聞き取ることで細部にまで配慮された法律となりました。今後、市民立法の在り方のモデルにもなっていくのではないのでしょうか。

生活クラブの行動宣言における事業計画を2つの考え方と手法で

生活クラブでは、SDGsに通じた2030年に向けた第1次行動宣言を決定しました。SDGsにはない『情報開示と自主管理を基本とし、自ら考え、決め、実行します』という項目も設定し、第2次行動宣言策定では「計画の立て方や事業の在り方」に2つの大きな考え方を使っていこうとしています。

1つは〈バックキャスト〉という目標到達への期限を決めることで事業をジャンプアップさせること、2つ目は〈アウトサイドインアプローチ〉という観点で社会的課題にこそ新たなビジネスチャンスがあるという考え方です。

コロナ禍では経済活動が環境に影響すること、職住近接によってITとリアル、また近隣のコミュニティの重要性などを考えることに繋がりました。ポストコロナを考えた時に「元に戻る」のではなく「新しく作る」とことが重要ではないでしょうか。

その中でGDPの成長に依存せずに、貧困や環境問題を解決しつつ、豊かで幸福な社会を構築するドーナツ経済学の経済モデルの考え方に共感します。

協同組合の果たす役割と ワーカーズ・コレクティブへの期待

これからの重要な点は、協同組合間の連携や連合機能の一本化などです。

ワーカーズ・コレクティブ運動は法律ができたことで広がりや認知が期待できますが、一方で経済活動のポジションとして社会的連帯経済を進めていく必要があります。

ワーカーズ・コレクティブの今後の可能性として①その働き方から『よいもの』『よいサービス』を提供することで、『よい経済活動』を作り出す②環境省提言の〈ローカルSDGs〉としてローカル資源を繋ぐ事業にも繋がるのではと考えます。また、期待することは①協同組合運営について、形どおりの民主主義ではないしなやかさの発揮②「自立と連合」で力を発揮③多くの労働者協同組合を作る上で味方になるWNJの連合会化の3点があります。

生活クラブは、この時期に大きな希望として成立したワーカーズ法をWNJやワーカーズコープと連携しながら、多くの人に伝え、一緒に多様な仕事づくりに繋げていきます。



これはワーカーズ・コレクティブ運動にとって大きな課題です。5年後見直し、労働者協同組合からのイノベーションを目指し、次の仕組みにつながるよう労働者協同組合の活用を促していきます。

今後のWNJは運動推進のためナショナルセンターとして体制と機能強化を目指します。

ワーカーズ・コレクティブの働き方と存在意義が法律によって整備されました。成立と施行でもたらされる「協同労働」への興味関心を追い風に、ワーカーズ・コレクティブ運動をさらに推進していきます。この法律は一定の収益性のある事業所しか取得できません。個人の所得を第一義とせず、人々の生きがいや地域社会での繋がりが、社会的に有用な機能の維持発展を主な目的とする事業所は、この制度からあふれ出てしまい、価値や存在が法的に認められない状態が続くと考えられます。

【WNJの基調提起】
労働者協同組合を暮らす場と働き場の
「自治」と「運動」の取組として意味付け運動を推進する

【WNJの基調提起】

WNJ代表 藤井恵里】

ワーカーズ・コレクティブ実践報告

ワーカーズ・コレクティブ キャリー (神奈川)

労働者協同組合法人格へ組織変更する思い

現在取得している〈企業組合〉は、一般貨物事業者認可取得のため、どの法人格よりもワーカーズ・コレクティブの働き方に近いものとして選択しました。しかし、〈企業組合〉の営利性に違和感



もあり、自分たちに合った法人格の変更に向けて議論を進めることにしました。ワーカーズ法への変更は、共同購入運動を進める組合員のパートナーとしてその使命が明確になること、また、コロナ禍で失業した人々など多様性の受け皿となること、地域コミュニティ配送の実践からまちづくりを身近に感じることに繋がると考えています。

変更に向けた合意形成を進め学習する中で、出資・運営・労働の3原則はすでに進めてきたこと、コミュニティ配送として事業拡大の可能性を確認しました。労働法を理解し否定するのではなく、ワーカーズの価値を際立たせることに繋がられるのではと思います。

労基法に振り回されず、社会的労働者としての地位を目指して、雇用労働に対するもう一つの働き方を広め、だれもが働ける場所として共生社会に向けた政策提言していきます。

理事長 落合純子

NPO 法人 福祉ワーカーズほーぷ (大阪)

NPO 法人からの組織変更について課題と期待

1998年エスコープ大阪(当時 泉北生協)の支援をうけ、堺市で福祉ワーカーズとして設立。介護事業所としての主体的な運営と社会的信用、継続的で安定したサービスの提供などを目的に



NPO 法人を取得。しかし、NPO 法人では、ワーカーズ・コレクティブの形態に対応できずにいました。ただ、定款には自主運営・自主管理の文言を入れるなど、行政担当者が驚くほど画期的なものを作った経過があります。

ワーカーズ法による組織変更では出資が認められ、期待できることは、①主体的な参加に繋がる②資金確保の課題が解決できる③収支構造の波の解決に繋がるのではないかと。反面、懸念することは ①残余財産を報告すること ②助成金の対象となり得るか ③介護保険事業の受託が可能か ④ボランティアな働き方が認められるか ⑤行政の支援体制はあるか⑥世間からの認知度が広がるのに時間がかかるのでは、ということです。ワーカーズ・コレクティブの働き方に救われた一人として、ワーカーズ法によってその働き方が普通にまちに存在し、救われる人が増えていくことを期待します。

代表理事 中島紀子

コーヒー焙煎ワーカーズ 珈琲工房まめ福 (大阪)

法人格までの長い道のり

2006年生活クラブ大阪の提案で、民衆交易のコーヒー産直実現のため4名で立ち上げました。



法人格を取得していない課題として、①設備投資が自己資金のみ、②すべて現金での運営になっている、③分配金よりも内部留保を厚くすることで、最低賃金の確保ができない、④そういった事情が人員不足に繋がる要因の一つとなっていることです。

法人格取得の課題は、最低賃金の確保、ワーカーズ・コレクティブの働き方が浸透してない中で労働契約によって雇用労働への意識に傾倒していくのではとの懸念があります。

「働き続けたい、メンバーで居続けたい」そのためには何が必要かを考え、まず今のループから抜けだすための選択をし、ひとつずつ解決していきたいと思っています。良いものを作っていくことが、良い働き方にも繋がっていくら良いと思います。

代表 白江裕子

ワーカーズ・コレクティブ菜の花 (千葉)

地域で支持され 32年 安心安全 食で地域を見守る

広く地域の人たちに知ってもらいたいと、デポーから飛び出し現在の場所に店舗を構え、さらに企業組合を取得し、現在14名で運営しています。高齢化や共働きが増える街で、店舗



販売だけではなく、配食サービスや学童・預かり保育のお弁当作りなどの仕事が増えました。アンケートなどから、地域に寄り添った惣菜お弁当を心掛けています。お客様との会話を大事し、話すこと、笑うことが自分たちの原動力にもなっています。

ワーカーズ法への期待は、出資をして働くことの理解が難しい中、多くの人がこの働きを知り、仲間が増えれば、さらに地域のニーズにも答えていけることです。コロナ感染で休業後、再開した時にお客様から温かい言葉を頂き、地域の方の支えによって食で地域を守ることができていると実感しました。

理事長 橋本純子

伊藤由理子さんより4つの事業報告を受けエールをいただきました

様々な角度から、整理された報告でワーカーズのリアルな現状を理解できました。

法人格をもつことは、制度の活用、事業責任の明確化、資金調達など事業の安定性に繋がります。ワーカーズ法を契機に組織の課題を単体で考えるだけではなく、ワーカーズ同士、また生活クラブ生協を含む協同組合、地域社会の人たちを巻き込むことが必要で、それが結果的に社会的認知に繋がっていきます。新たな将来につながるよう、一緒に頑張りましょう。